## 【別添4】 資格情報のお知らせについて

新規資格取得者等の対象の方に、資格情報のお知らせを交付します。

## (1)目的

- ① マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等(※1)を簡易に把握できるようにするため。
- ② マイナ保険証と一体で携帯することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等(※2)も受診しやすくするため。
- ③ 組合員情報等(データ登録)完了を確実に資格取得者にお知らせするため。
  - ※1 被保険者資格等とは、保健医療機関等が診療報酬の請求の際、個人を特定するために用いる情報のことです。具体的には、保険者名、保険者番号、被保険者記号、番号、枝番のことです。
  - ※2 オンライン資格確認義務化対象外の医療機関等とは、保健医療機関等のうち 次の施設のことです。
    - ・ 義務化対象外(高齢の医師等のため、紙レセプトの請求が認められている) 施設。
    - ・ 義務化対象施設のうち、やむを得ない事情があるものとして経過措置が適 用されている施設。

## (2) 交付対象者

- ① 令和6年12月2日以降の新規資格取得者
- ② 負担割合に変更があった者(70歳以上の者のみ)
- ③ 令和6年8月4日から令和6年12月1日までの間の新規資格取得者
  - ※ 令和6年10月中旬に送付した資格情報のお知らせ(個人番号下4桁付き)」は、作成データ抽出上、令和6年8月4以降に中間サーバにデータ登録された方には作成されなかったため。
  - ※ 資格情報のお知らせは、交付対象者に共済組合から職権により交付するものであり、組合員からの求めに応じて交付するものではありません。